

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成31年3月6日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	鈴木 てるみ 君	議員	宮田 竜二 君
議員	平原 志保 君	議員	木野田 誠 君
議員	植山 利博 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務課長	橋口 洋平 君
総務課主幹	石神 幸裕 君	総務課人事研修グループ主任主事	安田 一騎 君
総務課人事研修グループ主任主事	吉永 和義 君		
企画部長	満留 寛 君	市民環境部長	有馬 博明 君
建設部長	堀之内 毅 君	環境衛生課長	出口 竜也 君
都市計画課長	柿木 安長 君	地域政策課長	西 敬一郎 君
霧島地域振興課長	造免 秋子 君	霧島市民生活課長	塩屋 一成 君
都市計画課長補佐	小松 弘明 君	地域政策課主幹	岡留 博 君
霧島地域振興課主幹	鎌田 順一 君	環境衛生課環境保全グループ長	堀切 貴史 君
都市計画課都市計画グループリーダー	深迫 康幸 君	地域政策課地域政策グループ主査	鬼塚 友弘 君
溝辺総合支所長兼地域振興課長	齋藤 修 君	溝辺地域振興課主幹	西溜 和幸 君

陳情人	中村 満雄 君	陳情人	神田 嘉延 君
陳情人	中園 ゆう子 君	陳情人	藤山 信代 君
陳情人	大山 裕子 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第3号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

議案第4号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第10号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第15号 霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

陳情第1号 霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月25日の本会議で当委員会に付託されました議案4件及び陳情1件についての審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮

りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 現地調査

○委員長（松元 深君）

まず、会次第のとおり、2か所の現地調査を行います。それでは、警察署側正面玄関ロータリーに御移動ください。ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午前 8時53分」

「再開 午後 1時07分」

△ 陳情第1号 霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書 (陳情人)

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書について、陳情の審査に入ります。本日は、陳情者である、中村満雄様ほか4名が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情第1号、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書について、陳情人から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情人（中村満雄君）

中村と申します。本日は雨の中を、現地までお越しいただきまして、ありがとうございます。陳述人の意見陳述と致しまして、まず私が概要等を説明いたしまして、隣におります神田が、現地の文化財的価値とかそういったものを、隣におります中園が、地元に住んでいる者として危険性とかそういったものの意見を述べます。それから、左におります藤山が、自分の敷地のすぐ隣がもう伐採されていて、そこにメガソーラーが造られるとしますと家への影響等があるといった形で意見を述べさせていただきます。それではまず、陳情の趣旨から申し上げます。近年、局地的豪雨によって全国各地で大災害が発生しています。平成22年7月、霧島永水の豪雨によりまして、手籠川が氾濫し、田植え直後の稲作が全滅し、県道60号線が崩落。複数台の車が崩落現場に吸い込まれました。平成26年8月、広島市安佐南区の土砂災害で77名の犠牲者が出ました。平成29年7月、北部九州豪雨で福岡、大分の両県で死者37名、行方不明者4名の犠牲者のほか、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、多大な被害が発生しました。平成30年7月、昨年のことですが、西日本豪雨で広島、岡山、愛媛県などで219名の犠牲者が出ました。岡山県真備町の川の氾濫も大きく報道されました。山林伐採が放置され、国土の弱体化が進んでいます。大きな被害がありました中国地方の瀬戸内海側の地質は「真砂土」であり、その特徴は鹿児島県に多く分布する「シラス」に酷似しており、雨に対して極めて脆弱です。霧島神宮に向かいます県道60号線の右手の急傾斜地185haに、県内最大80メガの発電出力のメガソーラー建設計画があります。この情報は資源エネルギー庁のホームページで公開されています。発電出力は鹿児島県最大であって、鹿児島市七ツ島のメガソーラー出力規模70メガを上回る80メガであることから、その大きさと危険性を御推察願います。開発予定地は狩川、

相尾川, 赤谷を経て住宅地, 霧島川に至る急傾斜地です。県指定の土砂災害警戒地域でもあります。平成22年7月の豪雨で湯之宮地区の田が水没, 人家に床上浸水被害がありました。さらに, 大窪駐在所近くの道路が陥没, 長期にわたり通行不能となりました。現地には霧島市の太田水源があります。現在は湯之宮地区住民の簡易水道の水源として活用されています。私たちは地域に災害を及ぼす恐れのあるメガソーラー建設を止めてほしいとの思いです。全ての再生可能エネルギーを否定するものではありません。陳情項目としまして, 霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求めます。陳情に至りました経緯としまして, 1. 平成元年頃, 霧島リゾートランドとして別荘地建設計画がスタート。平成3年, 計画頓挫, それ以降差し押さえ, 所有権移転, 裁判, 競売が繰り返された日くつきの場所です。2. 平成21年9月1日, 競売成立, 大阪市西成区「キリシマ建設株式会社」が取得。平成26年3月31日, 正信ソーラーホールディングスへ売買による所有権移転。平成26年2月18日, 国土利用計画法に基づく売買届出書提出。以前, この会社はホームページがありましたが現在はメンテナンス中となっています。平成27年12月, 情報提供を受け, 登記簿入手, この土地履歴を把握しました。平成28年3月議会におきまして, 当時の霧島総合支所長は, 現地について, 「質問の土地は2級河川霧島川, 2級河川狩川に挟まれている。最終的に両河川に土砂が流出するものと思われる。2級河川に至るまでに用排水路, 準用河川等があり, 農地を含む農業施設や河川等に被害が発生するおそれがある。特に質問の土地の面積のうち, 約半分の流域面積を持つ準用河川相尾川が霧島神宮付近で2級河川狩川に流れ込み, 駅前から総合支所の裏を流れ霧島川に合流する。河川の沿線は人家が多く, 霧島地区の中心部を流れるので, 大きな被害が発生することも予想される」と説明しました。当時の市長は, 「環境保全, 安心安全を守るためには, 新たな条例制定も視野に入れた対応が必要ではないか」との問いに対し, 「指摘を受けた生活の安全, 景観の保全, 生態系や水源への影響などを考える。これらについて周辺住民が心配していると感じる。太陽光発電に限らず大規模開発は立地条件, 開発度合いについて対応の仕方はそれぞれ変わっていく。規模によって対応は異なる。今よくよく考え, 気がついてみると高齢化, 過疎化により優良な田畑, 宅地はもとよりのこと, 南向きのなだらかな山林までも中小の太陽光発電だけであるような実態が全国にある。遊休地を無駄にしたくない, 生かそうとするのは理解する。しかしながら, 場所によっては景観が損なわれ, 危険な状況になることは見つめていかねばならない。対処をして市民生活を守らねばならない。同感である。そこで今後, この豊かな自然環境や景観を守るために, 景観条例の改正をもって抑止力につながるよう対策を講じ, 検討させる」と答弁されました。6. 急傾斜地であり, 災害発生の危険性が高いことから, 平成28年6月6日, 霧島市長宛, 平成28年7月6日, 鹿児島県知事宛, 当時の霧島市議3名の反対意思を添えて, 不同意書を提出しました。不同意書の提出団体は以下のとおりです。松永漁協, 日当山天降川漁協, 錦江漁協, 杉安病院, 栢田水路組合, 白土水路組合, 有料老人ホームみち草, 医療法人老健施設きりしま, 特養翔朋園, 霧島地区自治公民館長連絡協議会, これに加えまして, 先日, 霧島神宮の宮司から同様の不同意書を頂戴しております。次に7. 平成29年5月29日, 霧島ソーラーファームへ売買による所有権移転。正信ソーラーホールディングスと霧島ソーラーファームの両社は所在地, 経営者も同じです。資源エネルギー庁の公開情報によると, 設備ID保有者は霧島ソーラーファームです。8. 平成29年5月31日, タイズコーポレーションへ売買による所有権移転。9. 平成29年10月に, 堺税務署から頻繁な土地取り引きの妥当性について私に問い合わせがありました。10. 平成30年3月13日, 売買契約解除により所有権が霧島ソーラーファームに戻っています。11. 平成30年10月23日, SEJ, IV合同会社へ売買による所有権移転。12. 平成30年12月頃から, 北九州市八幡区の有限会社JPGSKの依頼により, 鹿児島の大福コンサルタントが測量を実施中です。JPGSKは太陽光発電事業を行う会社であり, 役員名は片仮名です。JPGSKの社員の話によりますと所有権移転の合意がされているそうです。13. 平成31年1月15日, メガソーラー問題で環境破壊, 財産権, 生存権を脅かす恐れを持つ全国の団体が一緒に資源エネルギー庁に出向き, 改正Fit法について陳情しました。私も同行しています。改正Fit法は計画段階から運用段階の全ての局面において「関係法令(条例

を含む)の規定の遵守」を定めています。資源エネルギー庁の総括課長補佐はガイドラインの推奨事項、重要事項、及び地域に即した規制の条例化を推奨しています。「関係法令(条例を含む)の規定の遵守」に反した場合、ID取消しの対象になり得るとも発言されました。資源エネルギー庁の総括課長補佐の発言は別途、既に霧島市に提供済みです。資源エネルギー庁のホームページで公開されている情報では、現在の現地の設備IDは霧島ソーラーファームで、届の情報は以下に書かれているようなもの(陳情書に記載あり)です。鹿沼市議会、日光市議会、伊東市議会、茅野市議会、鴨川市議会、四日市市議会、瀬戸市議会、岡山市議会、岡山県議会、香川県議会など、多数の地方議会で当陳情書と同じ趣旨の陳情書を採択しています。以上述べましたことの参考書類としまして、①から⑫までありますので、御覧の上で御判断願いたいと思います。以上です。

○陳情者(神田嘉延君)

神田と申します。現在、鹿児島大学の名誉教授で、教育社会学を担当して、地域の文化や地域の教育についてずっと教鞭を取ってきた者です。そういう立場から、この霧島にはたくさんの文化財があるということ、私は大変誇りに思っております。実はこの開発区域は、猿田彦の巡幸ということで、霧島神宮が中心の行事なんですけれども、年2回の行事を行っております。古来、ずっとこういう行事が行われていたということでもあります。もう一つは、霧島古道とって、昔から確認される所によりますと、南北朝時代からここが貴重な遺産であるということも古道として利用されていた。当時、豊後の松永家と税所家との争いがあったときにも、この古道が利用されていた。後に、伊東家と島津家の争いが起きたときもこの古道が使われていた。また、西南戦争のときにも西郷軍が人吉から逃げていくときにもこの古道が利用されていたということで、これは大変貴重な昔からの古道である。また、霧島は六社権現といわれる六つ魂を浄化していくということで、六社権現とも言われるわけなんですけれども、現在の霧島神宮から小林までずっと通じる古道でもあります。そういう大変貴重な文化財なんですけれども、残念ながらこの文化財についてまだ表示もされておられませんので、実は住民がまだよく御存じない点もあると思いますので、そのことまでも含めて、これは非常に貴重な文化財が破壊されるんだということで、これから霧島市が国際的な観光を推進するとしたら、これは日本の民族の重要な文化遺産であると。そういう誇りを持って霧島市の議会が頑張ってもらえればというふうに思います。以上で私の陳述を終わります。

○陳情者(中園ゆう子君)

私は霧島の湯之宮というところに住んでいるんですけども、私たちの簡易水道を取っている所の水源地が、この開発の近くにありまして、開発が進めば水の量も変わってくるだろうし、それこそもう水道も使えなくなると思いますので、どうかしてこの開発をやめていただきたいと思って今日は来ました。皆さんのお力を貸してもらえるように、よろしくお願いします。

○陳情者(藤山信代君)

藤山と申します。今日はよろしく申し上げます。うまく言えるかどうか分かりませんが、去年の11月だったと思うんですけど、気が付いたら私の家の前の所に黄色いリボンが木にぶら下がっていたんですね。これは何?と調べていたら、お隣の方が偶然、昨日ここの測量に2名来ていて、何をされているんですかと聴いたら、今、メガソーラーのための測量をしているということで、その測量をするのに、そこら辺の木を勝手にバッサバッサと切っていて、私は留守で分からなかったんですけど、後で見たら、自分の家の前に白い杭が打ってあって、こんなのが勝手にできるものなのかと思って、本当に信じられませんでした。どうしたらいいのと思っていたんですけど、中村さんに御相談して、これはどういうことなんだろうと、こういうことを御存じですかとお伺いしたのが最初です。家の前でもソーラーができれば当然地すべりしますよね。私は鹿児島県人ではないんです。主人は湯之宮で育って実家はそこにあります。そのときに、平成5年の8・6水害で被害に遭いました。そこで何人もの方が亡くなっています。それで家もつぶれて、そこにいらっしゃらない方も多いです。だから主人の家のところは誰も住んでいないんです。それまではそれなりに家はありました。そういう場所で本当にひどい惨状だったんです。そういう場所にメガソーラー

ができて本当に大丈夫なのかと。すごく不安です。自分の家のことも心配ですけど、それ以上に霧島のが心配です。私は霧島が大好きです。なぜ霧島に来たかという、みんなが聴きました、「なぜそんな御主人の所に行くの」と。私は霧島が大好きだから、なんで大好きかという、この素敵な自然、おいしい地下水。亡くなった主人の父が霧島のことをすごく自慢していました。だからというわけではないですけど、本当に霧島が好きでこちらに来ました。こういう鹿児島県の資料がありますよね、森林を大事にしよう。そういうことに逆行しているのではないかと思うんです。今もあちこちで土砂崩れが起きています。そのための砂防工事を多額のお金を掛けてやっていますよね。その分と今回のメガソーラーとどうなるんでしょうと。逆行しているのではないかなと私は思います。ぜひ皆さんの力をお借りして、この霧島はよそから見ても素敵なんです。そのよさを自分達の手で壊すようなことは、未来の子供たちに負の遺産を残さないようにしていきたいです。一度切った木はもう返ってこないんです。それをぜひ守っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（松元 深君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど現地を案内していただきました。いかに広大な地域にメガソーラーを建設しようとしているのかと。そして景勝地である場所にそういう施設が建設されようとしているのかということを変更して実感をさせていただきました。同時に、要所にピンクのリボンが打ちこまれたり、くくられたりしているということで、先ほどお話がありましたように、建設のため測量が広範囲に行われているというようなことで実感をさせていただいたんですけど、中村さんに二、三点確認したいと思いますが、先ほどの現場で、九州電力との接続契約が既になされているということのお話があったかと思いますが、そこを少し説明いただきたいということ。二つ目には、陳情書の3ページのところに、鹿児島の大福コンサルタントが測量を実施していると、JPGSKという会社が、この事業を行うというようなことで言っているんですが、話では、この測量の方からも直接話を聴いたらしいというようなことでありましたので、どういう内容で彼らは説明をしようとしているのか伺っておきたいと思います。

○陳情者（中村満雄君）

ここの設備IDが取得されたのが、FIT法の前のもので、その後、法律が改正されて、改正FIT法となっています。国のほうは、高額なIDを取得していて、工事になかなか入れないのがあるということで、パネルの価格の低下とか、そういったものを狙って、建築を安くしようといった動きがあるということを知り、それではまずいよねということで、FIT法が改正されたわけです。現在、古い法令に基づいて取得されていたIDは、放置しますとIDの取り消しとなります。その認定を継続するための方法としまして、接続契約の締結とか工事着手といったことが必要条件になっています。私自身が直接、その九州電力との接続契約がなされたということの書類を確認したわけではありませんが、地域の現地の過去のいろいろなことに携わった方から、確かな情報として、九州電力と接続契約が締結されて、かなりの金額が支払われているという情報をお聞きしています。ということは、現在、その古い法律をもって認定されたものは、新しいFIT等に引き継ぐためには、みなし認定という制度がありまして、みなし認定を受けるための条件というのがあり、その中に接続契約というものも含まれているということで御理解ください。それからもう一点の測量会社のことですが、測量をしているということで、不安の訴えが私のほうに頻りに寄せられるようになりまして、測量をしている事業者の方に質問をしましたところ、「いわゆる敷地境界を定めるためだ、霧島市との道路境界を定めるためだ、霧島市の委託でこの測量をやっている」との回答がありました。ところが、その時点で霧島市の担当職員に現地に来ていただいて、霧島市が委託している測量かということを知り、次の段階でその測量している技士の方は「そうで

はなかった。ごめんなさい。霧島市の委託ではない」ということをおっしゃいまして、そういったことがありまして、ちょっとおかしいなということで、更に調べておりまして、その大福コンサルタントの方に、御社に測量を委託している会社の方とお話をしたいから連絡してくれないかとお願いしましたら、JPGSKのカワムラという方から電話がありまして、その方がおっしゃるには、現地に桜を植えたいとか、環境に優しい企業を誘致したいとか、地域おこしに協力したいとか、そういった趣旨のことおっしゃいまして、メガソーラーとはおっしゃいませんでした。ところが、あそこは国土調査が終わっていませんので、近隣に山林をお持ちの方の所に行きまして、その方のところにはメガソーラー建設の目的で測量をやっているんだ、敷地境界確定に立ち会ってくれないかと依頼があったということで相談がありました。その段階では、測量会社は明快にメガソーラー建設だということを、その地元の住民の方に伝えていきます。国調といいますか、敷地の境界を定めるための手続としましては、敷地の隣接している地主の方に、そのような立会いを要請する場合には、測量会社の名前とか、その会社の委託によるものとか、その目的といったものの書類を提出することが通常の手続だというふうに伺っていますので、そういったことが一切ないままのことでしたので、その地元の方は測量には協力しないと返事をなされたそうです。そこで、その業者がどういった態度に出たかと言いますと、「それなら結構です。私たちは勝手に敷地に入って杭を打たせてもらいます」と、そこまでおっしゃったそうです。そういった形で、地元との融和とか、信頼性といったものは損なわれている状況です。改正FIT法でいいますと、資源エネルギー庁は地域との共生が欠かせないということを言っています。ということは、地域との共生を鼻から無視して、先ほど言いましたように、私が質問したときには、霧島市の委託であるといった虚偽のことを述べたり、いわゆる勝手に敷地に入って杭を打つとか、そういったことをしますよとか、そういったことから地域との共生を図っているとは到底思えない。そういったことです。

○副委員長（宮内 博君）

直接にはメガソーラーの建設だというふうには言っていないと。桜を植えるようなそういうことも考えているみたいなことをおっしゃっているという話でしたけれど、ただ、地域住民の皆さんにはメガソーラーの建設だというふうに明確に言っていると。同時にこの資料の3ページのところに出していただいておりますけれども、資源エネルギー庁のホームページには明確に発電出力等について、80メガというような記載をされていて、土地の所在地についてもこういうふうに明確に示されているということで理解していいですね。

○陳情者（中村満雄君）

はい結構です。実はこのメガソーラーの最初のIDを取得しましたのが、熊本のオトメノウエンという事業者です。オトメノウエンから現在の霧島ソーラーファームにIDの権利が移った経緯を資源エネルギー庁に情報公開請求しているんですが、間もなく届くかと思いますが、そのところで36円というIDが高額であるということから売買が。その売買の価格というのは承知をしております。それと先ほど申し遅れましたが、JPGSKの社員の方のお話では、地域の雇用拡大にも貢献する企業を誘致したいとおっしゃっていましたので、私はその方のお話の中では、地域雇用の拡大とか環境を守るとか企業誘致とかそういったことであれば、それは結構なことですねというふうには伺いましたけれども、後でJPGSKはどのようなことを生業としていらっしゃるかを調べましたら、メガソーラーを業としている会社でした。

○委員（新橋 実君）

確認ですけれども、頂いた資料に開発行為の不同意書というのが付いているわけですが、これが平成28年6月21日に、開発行為者ということで、このときは株式会社正信ソーラーホールディングスという形で、今回は合同会社霧島ソーラーファームとなっているわけですが、この辺の違いというのはどういうふうな形になっているわけでしょうか。

○陳情者（中村満雄君）

経営者は同じです。所在地も一緒です。親会社、子会社の関係でこういった権利の売買、土地の

売買、土地の登記簿によりますと、売買による所有権移転となっています。ということは親会社と子会社の間で売買をしているということになります。同様に、その太陽光発電の設備IDの売買も伴っていると。今回、不思議なのが、霧島ソーラーファームが土地も設備IDも取得していたんですが、今度は土地だけを一旦東京の会社に売って、その会社と1年後くらいにその土地取引を解約しているんです。元へ戻して、また霧島ソーラーファームに地主が戻ったわけです。そのことは、その頃私が鹿児島県などに問い合わせしていた頃、あそこは無理だよといったことを県の森づくり推進課が発言していました。その時期と重なりますので、その一旦購入した会社は断念したんであろう。だから霧島ソーラーファームに土地売買契約を解約した上で戻したと。ところが、霧島ソーラーファームはその後、東京のSEJIVという会社にまた売却しているわけです。その時々で、多分、価格は上がったたり下がったりはしているでしょうけれども、私が入手した情報では現在のところ20億円又は30億円と言われていると。当初の競売の落札価格は7,000万円であったというふうに伺っています。

○委員（新橋 実君）

会社が同じであれば、開発行為自体はこれで一回出されているから、それがそのまま通っているということで理解していいですか。

○陳情者（中村満雄君）

開発行為と言いますと、県に対する開発行為の手続きの最終では、鹿児島県に対する土地利用協議とかといったものをしなければなりません。土地利用協議によって、鹿児島県が土地利用対策要綱によっていろいろな質問とかをするわけですがけれども、その後、土地利用協議が整えば、個別法ですね、例えば森林法とか農地法とか河川法とかそういったもので、それぞれの部局が判断して整うわけですがけれども、今回の場合は、面積要件から鹿児島県は環境アセスの対象になるということを行っています。そこで県に対する土地利用協議申請というのは誰が行うかということになりますが、私の過去の認識では土地の所有者である。ということは土地の所有者は今誰なのかということで、東京のSEJIVという会社が土地の所有権を持っています。ところが測量をしているのはJPGSKです。太陽光発電の設備IDを持っているのは霧島ソーラーファームです。3社が絡んでいて、どうもはっきり分からないと。先週の南日本新聞の報道では、霧島市長は霧島ソーラーファームに対してどうなんだということを質問して、反対を表明されたことになっていますけれども、実態はどこが申請するのか、どういった状況で申請するのか、敷地境界が定まっていなくて申請ができるのかとか、そういったところが非常に懸念されます。そこまで整わないと、ということは自分の敷地が整わないとだめじゃないのか。もう一点付け加えますと、私の太陽光発電設備を造っている事業者に見てもらいましたところ、現地で80メガの太陽光発電施設は無理だと。土地が足りないよと。それと同様のことをそのJPGSKは認識していたようで、7人の地権者に対して新たな土地取得を申し立てている、合意が取れているというふうに私におっしゃっています。ということは、当初の57万坪、180haほどの土地では80メガはできないと。ということは拡張しないといけない。そういった動きをされているみたいで、非常に流動的ですがけれども、更に危険な場所が増えるということが当然想定されることになります。

○委員（新橋 実君）

面積がどれだけなのかというのも、この資料を見ても出てこないものですから、80メガといえば結構な土地の面積がないといけないと思うんですけど、その辺についても現在測量している中で今後出ていくということで理解していいんですか。まだ今のところは地籍調査も行われていないから分からないということなんですか。

○陳情者（中村満雄君）

現在の地権者の持っている土地、参考資料として付けているマップのところ、この部分です。色が付いている5番目のところが185ha、これは事実です。185haではこのような急傾斜地では80メガの工事をするのは無理だよということを、先ほど申し上げましたが、太陽光発電の事業者はそう

言っている。JPGSKという測量をしている会社もその認識があつて、土地の買い増しをしている。その土地の買い増しをした場所は分かりません。この中の隣接地であることは間違いありません。

○委員外議員（木野田 誠君）

確認ですけれども、先ほど中園さんは湯之宮の水源地がこの土地の近くにあるということ言われましたが、中ではなくて近くですか。どっちにしても水源地ですから近くにあつても中にあつてもその影響力というのは大きいわけですから、その確認です。

○陳情者（中園ゆう子君）

この地図なんですけれども、資料①。中にあります。その水源地からずっとパイプを引いてきて、私のところの山にタンクがあるんですけれども、ずっと引いてくる塩ビのパイプはその計画の中に入っています。

○委員長（松元 深君）

確認しますが、水源地はこの写真の中にあるのか外なのか、もう一回確認をしておきます。パイプは今のこの計画地の中にあるということですが、水源地自体は。

○陳情者（中園ゆう子君）

水源地は、以前に、何かあったときはいけないからといって、市の土地に変更したというか、私たちの水源地のところ何かあったらいけないので、ちょうどそこだけを市の土地に買い取ってもらったというような感じなんですけど、そこを外れるとこの区域に入っています。

○陳情者（中村満雄君）

補足しますと、この地図のこの赤い線が境界ですが、このところに細かい部分がありますが、このところが霧島市の持ち分です。ここに水源があります。この持ち主は霧島市です。

○委員外議員（木野田 誠君）

これも確認させてください。今日現地を見させてもらいましたけれども、神田先生のおっしゃる霧島古道というものもあるわけですから、この敷地の中には市道、林道は通っていますよね。

○陳情者（中村満雄君）

今日車で通りましたところは明らかに霧島市の、地目は多分里道だろうと思いますが、一部、霧島市道となっている所もあります。少なくとも霧島市の道路です。

○委員（新橋 実君）

市長としては代表者が誰であれ反対はするということでおっしゃったわけですから、その中で、地主さんの持っている山の木の伐採については、それは地主さんのものだから木の伐採はもうしょうがないんだということですよ。今後は森林法の改正を視野に、県を通じて国のほうに改正を訴えたいというようなことを言われたわけですから、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○陳情者（中村満雄君）

今、林野庁が進めていますのは、森林伐採する場合には必ず再植林計画を添付しなさいとなっています。現実には、書類上整っていれば伐採の承認をしておき、その後、再植林が行われているかどうかということの確認はなかなかされていないことが実情です。この前、そのような違反行為があるかということ霧島市に文書開示を求めたところ、あると、指導したと、それでも再植林をしていないところがたくさんあると。でも林野庁は再植林をしなさい、森林資源がどんどん減っていくのは容認しないといったようなことを各都道府県、市町村に通達を出している状態です。

○委員（新橋 実君）

そういった中で、5年間のうちに天然更新をしなさいとかの期間があるわけです。だから、その間に災害などが起これば大変なことになるわけですから、しっかりと市のほうでも監視もしないといけないわけですから、そういうことについて、藤山さんから言われましたように、木の伐採をしていけばやはり災害が起こるのではないかという心配もされていましたが、本来

であれば木の伐採もしてほしくないというような気持ちは多いでしょうけれども、陳情書の中にはそこまでは書いていないわけですが、そういったことを今後訴えていくべきかなと思ったものですから、そこを伝えたかったわけですが、

○陳情者（中村満雄君）

先ほどの不同意書、添付資料③のところですが、正信ソーラーホールディングスと書いていますが、実はこのような会社が頻繁に土地売買を行っているということを承知していましたので、下の中では、「開発行為者又はその権利承継者が計画する」ということでいろいろ持ち主が変わっていったとしても、それらの方々が行うこの土地における開発行為に対しては同意しませんよと。実は同意書というのは、先ほどの鹿児島県に対する土地利用協議とか、個別法の森林法に基づく林地開発申請とかのときに同意書を求められます。そうしますと、例えば霧島市もそうですが、鹿児島県もそうですが、その同意書について同意を取るべき人であるのかないのかという確認はしていません。ということは、同意書という文面が添付されていれば、書類上同意がされているものとみなしてやっているのが現状です。そういった意味もありまして、霧島市選出の木野田さんとか平原さんの協力を得まして、とにかく地元としては同意しないということを知事と市長に出しましたということです。それでもなおかつ同意が出ているとすれば、その同意を取る団体が果たしてその同意に値する人であるかといったところは行政のほうでしっかり確認してほしいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今定例会の一般質問で前川原議員と木野田議員が質問されています。市が許可するものではないですから、市長として、どういう態度を取るかといったときに、市長はきちっと反対しますと明確に言ってきています。これほど公の場で市長が発言したことは初めてなんです。前の市長のときは、そういうことは全くありませんでした。市長は、これは絶対反対しますということも先方にも伝えてありますというようなことも言っておりました。ですから、今日、私も現場を見て急傾斜地であるし、ああいう所にメガソーラーを県もやすやすと許可するということは、ちょっと考えられないなど。例えば休耕地の畑の跡とか、山でもなだらかな所は、今までもそれなりに造っています。私は上之段という地域ですが、国道10号沿いに太陽光発電がいっぱいできています。それこそ畑の跡が山になっていたような所ですから、牧之原のゴルフ場跡とか、それなりにできていますけれども、だから、県のほうも私はそうそう簡単には許可しないだろうと。皆さん方、御心配でしょうけれども、安心していただきたいのは市長が反対していると、霧島市のトップである市長が公的な場でしっかりと反対しますと申し上げるといことは、今までにないケースですので、そこらは私は信頼できるのではないのかなと。当然、市からも意見書みたいなものを出さないといけなような話もしていましたが、そういうことであつたので、私は心配でしょうけれどもというふうに思っております。今回、この陳情を出されたのは、皆さん方がこのことを知っていて出されたのか、ほぼ同時に中村さんから陳情が出されていましたが、そこらはどうでしたか。

○陳情者（中村満雄君）

陳情書を出したのはもっと早かったです。私が陳情書を出したのは、地元からピンクのリボンとかがあつて、危ないよねというようなことがあつて、陳情書を出しました。この後、26日の新聞報道で、そういったことで確認して、市長がそういう態度を表明してくださったんだということ見て、それは安心いたしました。そこで、過去の林地開発とか土地利用協議についての霧島市の意見というのを、私は開示請求でたくさん承知しているんですが、ほとんど例外なく特に問題なしという記述があるんですよ。地元の意見特になしと書いてあるんです。霧島市は地元の意見を聴いたのかと思ったら、聴いていないのに、特になしと書いてあるんです。それを県に出したら、特になしということだから、霧島市は異論がないのだろうということで、書類が整っているからポンと印鑑を押している。そういった現実があります。それで、何回も市の執行部に申し入れましたが、全く改まることはありませんでした。今回、霧島市長が意見をちゃんと書くと、私たちが期待していますのは、新聞報道でありましたように、景観のこととか危険性があるとか、そういったことと地

元の反対意見もあるということを書いたことを期待しております。それと、先ほどの同意しないという書類、そういったものは県に持って行っていますので、今回、霧島神宮からも頂いていますので、それも近日中に知事あてに提出します。そういった状況でありながら、森林法の記述では、いわゆる申請書類上というか、問題なく安全措置も講じられているとか、そういったことであれば、それが机上の空論であったとしても、森林法では許可しなければならないと書かれているんです。許可しなければならない、それをどう引き延ばすか、引き延ばすというのは変な話ですが、新聞でもありましたように、ただし、許認可権限は霧島市にはないと、そこが非常にこたえるわけなんです。例えば先ほど申し上げました伊東市とか鴨川市とか岡山県とか、そういった所でありまして、事業者が強引に進めた場合に、自治体と地元住民が一緒になって、いわゆる資源エネルギー庁とか環境省に掛け合っているということが実態です。それでもやるということを使う業者もいます。今回の新聞報道を見ますと、事業者はどれもそういったことに対してはねつけている、だからと言え変な話ですが、市長は、これではまず問題となっている環境とか、安全とか、景観とか、そういったことに対するちゃんとした行動は期待できないということから、反対表明をされたんだというふうに私は思っています。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時58分」

「再開 午後 1時59分」

△ 陳情第1号 霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書 (執行部)

○委員長（松元 深君）

ただいまから、陳情第1号、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書について、審査します。執行部の意見を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

陳情第1号、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書に関して、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設計画について説明します。最初にお断り申し上げますが、霧島田口におけるメガソーラー建設計画については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づく事業計画、及びその他手続きに関する届出等は、現時点で市に一切提出されていない状況ですので、お答えできる事業内容は、基本的に公にされている情報となります。資源エネルギー庁が公表するFIT認定情報では、発電事業者名は合同会社、霧島ソーラーファーム、代表者名「蘇慶」、発電設備の所在地、鹿児島県霧島市霧島田口扇山2704-1他、発電設備区分、太陽光、発電出力80,000kW、太陽電池の合計出力94,120kWとなっています。また、発電設備の所在地の登記情報を確認したところ、土地の所有者は東京都港区西新橋一丁目2番9号EPコンサルティングサービス内に所在する「SEJ IV合同会社」であります。なお、本年2月7日に開催した霧島市再生可能エネルギーに関する情報共有会議において、事業者から説明を受けた現在予定している事業内容については暫定版であることから、可能な範囲で地域政策課長が御説明します。

○地域政策課長（西敬一朗君）

それでは、ご説明いたします。当該建設計画の主体事業者は、「SEJ IV（エスイージェイ フォー）合同会社」であり、福岡県福岡市に本社を置く「Shift Energy Japan（シフト エナジー ジャパン）株式会社」が当該地での太陽光発電所の保有を目的に設立した会社です。関連会社としては、測量及び許認可関係を鹿児島市の「大福コンサルタント株式会社」、鹿児島県環境影響評価条例

に基づく環境影響評価を福岡市の「一般財団法人九州環境管理協会」、地元対応を北九州市の「JPGSK（ジェイピージーエスケイ）有限会社」が担う事業体制と伺っています。事業の手続きとしては、鹿児島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の方法書について、今年5月に公告・縦覧を行う目標として進めたいと伺っています。事業者からの説明を受けた後、事業者に対し、地域の実状を踏まえた上で事業を進める観点から「地域住民の理解を得ることが最も重要で、優先されるべきものであり、住民意見には真摯に対応すること。」、景観保全の観点から「景観条例に基づき、景観計画に適合させるよう努めること。」、環境保全の観点から「環境基本条例に基づき、事業者が有する責務」を説明、また、環境影響評価においては、「自然環境、生活環境、景観等への影響を十分に考慮し、住民等の意見にしっかり対応すること。」を申し伝えています。そのうえで、「当該地域の歴史・文化、そして霧島の自然を求めて訪れる人、自然を愛して住んでいる人の想いや災害発生のリスクを考えると、市民の生命・財産を守る使命がある本市としては、開発に対して強い懸念を持っており、当該建設計画には反対する。」旨を申し伝えたところです。以上で、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設計画についての説明を終わります。なお、ご質問については、その内容が「法人に関する情報」と考えられる場合、回答を保留させていただく場合があることをご了承ください。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

市長は本会議で明確に計画については反対だと述べていらっしゃるわけです。それで、今の口述の中でもそのことは事業者に対しても申し入れをしているということなんですね。ただ、林地開発等の許認可権というのは鹿児島県が持っているわけでありまして、これを入口の段階でどれほど効果的なものにしていくのかということが、霧島市としては問われているのではないかというふうに思うんですね。それで口述にもありますように景観上の問題、環境保全上の問題等からも考えたときに開発計画については、極めて大きな懸念を持っているということでもありますけれども、林地開発、森林法の中では、許可の申請があった場合においてはこれを許可しなければいけないという極めて重い表現が盛り込まれているわけです。ただ、これには四つの大きな条件が付いておりまして、いわゆる災害の危険性があつたり、水源の涵養の器量からみても大きな問題があつたりというようなことで、四つの条件を示しているわけですが、この観点から照らしてどんなふうに対応をしようとしているのかということ、少し今の段階でお考えになっている点を説明いただけませんか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

先ほど企画部長の説明のところで申し上げましたとおり、具体的なプランまでは、事業者からいただいている段階ではありません。その林地開発という技術的なところについて、今の時点でどういう考え方ということ、御質問されてもちょっとお答えいたしかねるというのが実際のところです。

○副委員長（宮内 博君）

はっきりしている点が幾つかあるわけですね。それで口述の中でも部長のほうから説明がされております、資源エネルギー庁に開発事業者が出している計画というのは陳情書にも書かれているものと全く一致するわけですね。そして185ha という広大な地域であるということと、そのエリアがどういったところなのかということももう既にはっきりしているということです。このエリアで大規模な太陽光発電所が建設されるということになれば、どういった影響があるのかという点での庁内での具体的な検討というのは、当然、市長が反対だというふうにおっしゃっているわけですので、そのところをしっかりと担保して、今後取り組んでいかなきゃいけないということが求められるわけですが、どういった形でそれをやろうとしていますかと聞いているわけです。

○企画部長（満留 寛君）

私どもが情報共有会議の中でお聞きしている部分につきましては、陳情書にあります185ha という面積とは違っております。そういった中で、先ほども申しましたが暫定版という形での説明ということでございますので、まだ庁内でこの建設計画に対しての検討を、最終的な部分での判断ということはいたしていないわけですが、市としては現在聞いている情報共有会議の中での説明については市としては反対の旨を伝えたところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

書類も提出されていない段階だということを前提での今の答弁なんだろうというふうに思いますけれども、市長が答弁の中で言ってらっしゃるように、この場所というのは霧島神宮にも近くて、そして、老人ホームなども近くに存在をしていると、そしてまた霧島の景勝地でもあるような場所であると、實際上、自然環境への影響や景観への影響や災害発生のリスク、住民環境への影響に大きな懸念を持っていると、そういう現在の認識は住民の皆さんとも共有できるものだというふうに思いますけれども、ですからそういう書類が出されたときに、このところをしっかりと、市としての意見を添えて、この計画そのものには市としても協力できないというようなことを市長答弁に沿って担保していかなくちゃいけないのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺の基本的な部分については共有できるんでしょう。

○企画部長（満留 寛君）

ただ今、御質問がありましたように正式に届け出がされた中におきましては、当然に市には許認可の権限はないわけですが、今後、手続として想定される鹿児島県環境影響評価条例に基づく方法書及び準備書の公告、縦覧段階や森林法に基づく林地開発許可申請の段階、県土地利用対策要綱に基づく協議の段階で市に求められる意見照会において、しっかりと市としての見解を申し伝えてまいりますという形で、先の一般質問の中でもお答えしているとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

先ほどの地域政策課長の口述の事業者からの説明を受けた後に、地域住民の理解を得ることがもっとも重要で最優先されるべきものであり、住民意見には真摯に対応することということを1番目に言われているわけですね。あと、環境保全の観点からということも2点言われて、最後に自然環境、生活環境などの影響を十分に考慮し、住民等の意見にしっかりと対応すること申し伝えているということなんですけど、この1番目の地域住民の理解を得ることがもっとも重要ということなんですけど、これは考え方としてどれくらい市の意見として反映されるものなんですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

どれくらい反映というのは、先ほど来の県に対する意見への反映ということによろしいですか。仮に、県に対する手続が行われている中で、反対運動等がある場合には、当然、そのものを記載して、県に意見を提出することになると思います。

○委員（新橋 実君）

最も重要なんですよ。やはり、地域住民の理解を得ることが重要なんですよ。こういう反対陳情も上がっているわけなんですけど、やはりそういった意見というのは、非常に重要だと思うわけです。だからそこを聞いているわけなんですけども、やっぱり反対意見があった場合、今回は市長が反対されているわけなんですけども、いつもだったらそういった意見は聞かずに森林法があるからすんなり通るといような話も聞いているわけなんですけども、こういった意見がどれくらい県に対して生かされるのか、その辺はどうなんですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

ただ今の質問は、県の判断基準をお尋ねになっていることだと思っておりますので、その点については、こちらではお答えしようがないというのが実情です。

○委員外議員（木野田 誠君）

意見書のことでございますけども、現在、考えられる県に対する意見書の提出の回数は何回ぐらい提出する可能性が出てきますか。逆に言えば、県から何回ぐらい意見を求められますかということになり

ます。

○地域政策課地域政策グループ主査（鬼塚友弘君）

まず、手続きの最初に来ますが、県の環境影響評価条例に基づく、方法書の段階で公告・縦覧に入るタイミングで地域の方々の意見を聴くという場がございます。その後に、市のほうにも意見照会がございます。その後の段階として、方法書が作られました後は、準備書というものがつくられます。この段階でも地域住民の意見、それと市の意見を照会する形になります。それ以降、許認可に基づく森林法の林地開発許可の意見照会が市にございまして、それ以外では県の土地利用協議の段階で、市のほうに意見が求められるということで、今、目に見えているものの中では4回は照会があると思います。

○委員外議員（木野田 誠君）

今日現地を見まして、ピンクのリボンが巻いてありましたが、この市道の周りにあるリボンは何のためのリボンか。それから道路沿いだけなのか、その辺は確認されていらっしゃるでしょうか。

○地域政策課長（西敬一郎君）

ただ今、お尋ねになられた何のためのリボンなのかというような確認の仕方はしておりませんが、お答えが分かりませんというのが回答になります。

○委員外議員（木野田 誠君）

大きな道路はロイヤルホテルの観光地へ通じる道路です。ある意味では景観を損ねるようなリボンの数が付いているわけですが、その辺を景観的などから現時点で、撤去させるとかというようなことはできますかできませんか。

○都市計画課長（柿木安長君）

現時点でのピンクのリボンにつきましては、所有権とかもあると思います。現段階の景観条例で撤去するということはできないと思っています。

○委員（新橋 実君）

霧島市もガイドラインをつくったわけですが、その中で、地域住民の反対意見というのは生かされていないのですか。

○地域政策課長（西敬一郎君）

生かされていないという御質問の趣旨が捉えかねるんですが、そういう反対の声があるということ踏まえて、市としての反対という意見をお伝えしたというふうにお考えいただければと思います。

○委員（新橋 実君）

今までは、地域住民から今回は反対の陳情があったわけですが、今まで市としてそういった大規模ソーラーができるときに、地域住民からそういった意見の聴取をされていたのか、その辺はどうなんですか。それについて、どういうふうな形でそういった意見を、森林法などを含めてどういうふうな形で上げられていたのかお伺いします。

○地域政策課長（西敬一郎君）

市のガイドライン、国のガイドラインでございます。市のガイドラインにつきましても、今お尋ねのあったような規模の大きなソーラーの開発が、現に地域で起きたということで、それを受けて市でガイドラインを設けたということもありまして、過去の案件についてどういう手続を取っていたかというお尋ねについては、それまでの林地開発や土地利用における手続を踏襲していたということでは、お答えできないところですが、逆に先ほど市は反対であるという意思を事業者にお伝えしたとお話ししたところですが、これが何らかの処分、市であるのか、県であるのか分かりませんが、そこで住民が反対しているということだけでの処分を、全国ではされたところもあるようだけれども、そこについては、司法の場においてその判断が合理的かどうかということが争われて一旦は敗訴するとかというようなところもございまして、処分についてはその住民の反対のみが処分の理由になるとはちょっと難しいところがあるということです。

○委員（阿多己清君）

先ほどの宮内副委員長の質疑の中で、回答を頂いた部分に暫定計画ということで、陳情者のほうから百八十幾らかの面積を言われているんですけども、それではないというような旨の回答があったんですが、そういう暫定計画の中でどの程度を示されて、相談のときなのか、市にあいさつに来られたときのものなのか分かりませんが、そこらの暫定計画というところではどうなっているのか、お示しできるものがあれば教えてください。

○地域政策課長（西敬一朗君）

FIT法の認定情報、自治体のみが確認できる情報では、その面積というのはございます。ただし、今申し上げました自治体のみが確認できる情報ということですので、公にはされていないということで御理解ください。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど木野田議員からあった意見の提出の機会です。4回その意見を求められるということでありまして、そのいずれの意見についても本会議で市長が答弁をしたような形で対応していくということで理解してよろしいでしょうか。

○企画部長（満留 寛君）

そのような形で対応していくことになるかと思えます。

○副委員長（宮内 博君）

そういうことになりますと、当然、霧島市の理解が得られないということで、事務的には先に進めないということになるかというふうに思いますけれども、そのように理解してよろしいですか。そういう意見はあったけれども事業者としての再提出というようなことがあれば、それはそれでまずは、留め置いて作業が進むということがあり得るのかどうか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

繰り返しになりますけれども意見を付するという事は、許可権限が市にないということになりますので、そこでどういう判断を示されるかをここで話しはできない部分です。事務的に手続が止まるのかということについては、当然、許可等がなければそれは、そこで作業は進まないということになるんですけども、先ほども言いましたとおりその許可の判断を下すのは、大きな開発については鹿児島県知事、鹿児島県であるということですのでございます。

○副委員長（宮内 博君）

入口の段階で、霧島市が同意できないということを表明をしたとしても、許認可権は鹿児島県が持っている、知事が持っているということで、その判断に委ねるしかないということでありまして、全国的にも鹿児島県内でも、存在する自治体が不同意をして、それでも作業が進められてメガソーラー施設が建設をされたというそういう例がありますか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

そこについての情報は持ち合わせておりません。

○副委員長（宮内 博君）

私どももそういう情報をこれから集めたいと思いますけども、ぜひ執行部のほうもこれから先のどういう段階で手立てを講じていくのかということにも影響する問題でもあろうかというふうに思いますので、そこはしっかり対応していただきたいことを求めておきたいと思えます。

○地域政策課長（西敬一朗君）

不同意を押して、事業を進めた例はあるかという直接のお答えにはならないかもしれませんが、先ほどお話しした裁判例については、自治体が許可しなかった案件について、事業者が裁判を起しまして1審で自治体敗訴、2審で事業者敗訴ということで、具体の事業は進んでいないんですけども、不同意をそのまま事業者が飲まなかった例があるということはお知らせいたします。

○委員（前島広紀君）

口述書の表の真ん中ですが、発電事業者は合同会社霧島ソーラーファーム代表名「蘇慶」とある

んですけども、この会社と申しますか、下にもいろんな会社が出てくるんですけども、この会社に関連することに関しまして、ほかに発電施設を造っておられることが分かっていたらお示しいただきたい。

○地域政策課長（西敬一朗君）

現在の土地の所有者でございます「SEJ IV合同会社」は、この霧島の案件のための会社ということで、合同会社そのものが持っているというところはないと考えておりますけれども、その口述の後ろのほうに出てきます、福岡県福岡市に本市を置く、「Shift Energy Japan」こちらのほうの、これまでの施工例としては、長崎県諫早市、佐賀県武雄市というところがあるということはお聞きしています。

○委員外議員（植山利博君）

具体的な事業計画は、まだ示されていないという理解でよろしいですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

そのとおりです。

○委員外議員（植山利博君）

具体的な事業計画が示されない。また、県からも市に対して意見を求められていない。この状況の中で開発行為に対して市長がこれほど明確な意思表示をされたということは、まずないと思うんですよ。それでこれまでの開発行為においてもそれぞれ規模は小さくても反対の声や賛成の声があり、様々な状況があって市としては賛成・反対を見極めながら慎重な態度をとってこられて、県に対する意見書も明快な反対の意思を伝えられたことはこれまでなかったと思うんですけども、今回は、この段階で明快に反対の意思表示をされたということは、市長のトップの判断が強かったのか、庁内での協議の中で強い意思があったのか。その辺をお示しできますか。よければお示しをいただきたい。

○地域政策課長（西敬一朗君）

今回の案件につきましては、非常に環境等いろいろインパクトが大きいということが、まずございまして、先ほど述べたいろんな景観上の懸念であるとか、そういうことを各担当部署が考えておりましたが、それを受けてそのインパクトの大きさから最終的に市長が先日の一般質問の際に反対の意見を述べた、事業者を呼んだ際に反対である旨を伝えるようにということでございましたので、それを受けてお伝えし、先日の答弁でもそのとおりお答えしたというところでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時38分」

「再開 午後 2時40分」

△ 自由討議（陳情第1号）

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書について、自由討議に入りますけれども、意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

△ 陳情第1号 霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー設置反対を求める陳情書

○委員長（松元 深君）

次に、陳情第1号、霧島田口扇山2704-1他へのメガソーラー建設反対を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決、あるいは継続するかをお諮りします。御意見はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

市長も本会議で、明確に反対の立場を表明している。今日、現地調査をして、極めて景観上も観光面でも、そして災害の懸念からも憂慮する、そういう開発計画だと思いますので、まだ提出されていないという段階でありますので早期に、陳情書を採択しておくべきだというふうに申し上げたいと思います。

○委員長（松元 深君）

採決で異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

私は、今回、提出をされております、霧島田口扇山地区へのメガソーラー建設反対を求める陳情書に賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。本日現地調査も実施をいたしました。同時に市長が本会議でも述べておりますように、この大規模太陽光発電所建設予定地は、近隣には学校や病院、老人ホームを有し、国立公園である霧島山、霧島神宮などの歴史、文化、自然環境、景観への影響、災害発生リスクや住民環境に大きな影響を及ぼすことが懸念される場所だということを実地調査でも再確認をしたところであります。鹿児島県特有のシラス台地はこれまでの大規模開発の中で、目の当たりに私どもがしましたように雨に弱く、霧島地区における太陽光発電所建設による土砂流出、河川汚濁などを幾度となく経験をしているところであります。今回の開発計画は森林伐採によるこれ以上の自然破壊が進む懸念があります。陳情書はこの危険性を指摘をして、メガソーラー建設反対を求めて提出をされていることから同陳情書は、採択すべきであるということを上申して賛成討論といたします。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第1号について、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時45分」

「再開 午後 2時55分」

△ 議案第3号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

△ 議案第4号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

△ 議案第10号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。まず、議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、及び、議案第10号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、の3件については関連がありますので、一括して審査します。執行部の説明を求め

ます。

○総務部長（新町 貴君）

それでは、まず、議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について及び、議案第10号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。これらの一部改正条例につきましては、平成30年人事院勧告に基づき、国家公務員の特別給、ボーナスの支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものであります。次に、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正については、議案第3号及び議案第10号と同様に、人事院勧告や他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、本条例について、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第10号霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、具体的に御説明申し上げます。人事院は昨年8月10日に国家公務員の給与等について勧告を行っております。勧告の内容といたしましては、昨年4月分の月例給において平均655円（0.16%）民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、平成29年に引き続き、月例給の引上げを勧告しました。月例給の改定については、1級の初任給を1,500円引き上げ、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均0.2%引き上げることとしております。特別給、ボーナスについても、民間の支給状況等を踏まえ、0.05月の引上げを勧告しております。なお、国家公務員に関する情勢につきましては、昨年11月6日に政府が公務員の給与改定に関する取扱いについてを決定するとともに給与法改正法案を閣議決定し、国会に提出、昨年11月20日に衆議院本会議で可決、昨年11月28日に参議院本会議で可決、昨年11月30日に公布、施行されております。本市におきましては、人事院及び鹿児島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及びほかの地方公共団体の改定措置等を考慮し、職員組合と労使交渉を行った結果、合意いたしましたので、今回の定例会に条例改正の議案を提出いたしました。まず、議案書は3ページ、一部改正条例新旧対照表は2ページを御覧ください。議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、第1条におきまして、平成30年4月1日適用分としまして、霧島市長等の平成30年12月の期末手当の支給割合を1.725月から1.775月へ0.05月分引き上げる改正を規定いたしております。第2条におきましては、平成31年4月1日施行分としまして、期末手当の支給割合を6月は引上げ、12月は引下げて、結果、それぞれの期末手当の支給割合を同じ割合である1.675月分とする改定を規定いたしております。次に、議案書は23ページ、一部改正条例新旧対照表は23ページを御覧ください。議案第10号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、霧島市議会議員の期末手当の支給割合を議案第3号と同様の改定を規定いたしております。次に、議案書は4ページから11ページ、一部改正条例新旧対照表は3ページから10ページを御覧ください。議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正についての改正条例につきましては、第1条におきまして、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正の平成30年4月1日適用分としまして、宿日直手当の引上げ、職員と再任用職員の平成30年12月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引上げ、また、給料表の増額改定を規定いたしております。第2条におきましては、同じく霧島市職員の給与に関する条例の一部改正の平成31年4月1日施行分としまして、災害派遣等に対応するため国家公務員に準じた単身赴任手当の新設及びそれに伴う住居手当の改正、期末手当の支給割合を6月は引上げ、12月は引下げて、結果、それぞれの期末手当の支給割合を同じ割合とし、職員は1.3月分、再任用職員は0.725月分といたしております。また、勤勉手当の支給割合を6月は引上げ、12

月は引下げて、結果、それぞれの勤勉手当の支給割合を同じ割合とし、職員は0.925月分、再任用職員は0.45月分とする改定を規定いたしております。第3条におきましては、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の平成30年6月29日適用分としまして、特定任期付職員の給料表の増額改定、また、平成30年12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改定を規定いたしております。第4条におきましては、同じく霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の平成31年4月1日施行分としまして、特定任期付職員の期末手当の支給割合を6月は引上げ、12月は引下げて、結果、それぞれの期末手当の支給割合を同じ割合である1.675月分とする改定を規定いたしております。第5条におきましては、霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の平成31年4月1日施行分としまして、災害派遣等に対応するため職員と同様に技能労務職員の単身赴任手当等の新設等を規定いたしております。以上、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑をする場合は、先に議案番号を言ってから行ってください。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

議案第3号ですが、市長や教育長の特別職になるんですが、この方々の一人当たりの支給額というのはどのような状況なのか。全体の所要額をちょっと教えてください。また、議案第10号も同じ内容でございますけれどもお願いいたします。

○総務課主幹（石神幸裕君）

年間の給与額でございますけれども、市長1,553万5,450円、副市長が1,211万1,310円、教育長1,117万6,013円でございます。議長856万350円、副議長684万8,280円、委員長653万1,230円、議員637万2,705円でございます。それと今回の増額改定の影響額でございますけれども、市長5万6,350円、副市長4万3,930円、教育長4万538円の増となっております。議長3万1,050円、副議長2万4,840円、委員長2万3,690円、議員2万3,115円となっております。

○委員（阿多己清君）

第4号の議案になりますけれども、パーセントは冒頭説明がありましたけれども、六百幾らかでありました。現在その一般職員ですかね。一人当たりの平均支給額とか、そしてこの影響を受ける職員数そういうのをお示しいただけませんか。それと全体の所要額。

○総務課主幹（石神幸裕君）

今年度の影響額としましては、企業職員と中央高校の職員除きまして、一般職員996人でございます。給料の影響額は651万8,000円、職員手当等2,053万2,000円、共済費379万8,000円、合計3,084万8,000円の影響額となっております。この一般職でモデルケースとして、平均43.5歳で試算しましたところ妻及び子供3人の家庭で、支給の差額が年間2万5,804円となっております。

○副委員長（宮内 博君）

一般職の関係で、総額についてありましたけれど、3役それから議員の関係では総額でどういふふうになりますか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

まず、市長、副市長、教育長の今回の改定によります影響額、総額ですけれども、14万818円になります。議員の影響額の総額につきましては、議長、副議長、委員長、議員の所要額増加分の影響額は61万4,100円となっております。

○副委員長（宮内 博君）

これまでも職員の給与改定は人勤に基づくものということで、当然の措置だろうということですが、いわゆる三役、そして議員については、最終的には、義務的に引き上げるものではないということで、最終的な政治的な判断だということで見解が示されてきた経過があるんですね。それで提案をする執行部の側としては、当然、職員でありますので引き上げになるということ

ですので、同じような処遇をというふうに考えるのは当然だろうというふうに思いますけれども、この件について今年の10月には消費税率の引上げが予定をされているという状況にもあるわけでありまして、その辺のことを、どんな議論をしたんだろうかなというふうに思いますけれども、その辺は、提案するに当たって市長とはどのような議論をしてきたのか、その辺を御紹介いただけませんか。

○総務課長（橋口洋平君）

基本的に今おっしゃるとおりでございまして、人事院勧告というのは基本的に一般職員の給与勧告ということで、それに準じるということでございます。特別職につきましては、確かに過去も議論がありましたけれども、10年くらい前だったと思うんですけども、国の指定職の特別給に合わせましょうということで、こちらのほうで御提案したいきさつがあります。これにつきましては、例えば、景気によりまして、やはり国家公務員の人勧というのも上がったり、下がったりします。人勧のボーナス分につきましては、平成3年ぐらいからほとんど、マイナスであったり横ばいであったりということまで下がってきていたということで、平成25年までは下がる傾向でありました。平成26年頃から少しずつ上がってきてまして、今の状態があるということになります。こういうようにやはり、何かの基準というのが必要になるかというふうに思われます。そういった中で、特別給につきましては、まず、基準とする国の支給月数がありますよと、それに対して霧島市の現在の状況がどうであるかというようなことを勘案して、その中で本年度につきましては、例えば、特別に税収が下がったとか、逆に景気が上がっているかというような大きな上下というのは、なかったというふうな判断のもとに国に準拠しようということで最終的に市長が判断したということでございます。

○委員（阿多己清君）

市長や議会の議員のこの手当の部分は、よく議論になるところですけれども、先ほどの説明の中で県内の自治体もというような説明もありましたけれども、具体的に残りの18市の取組状況が分かっていたら教えていただけませんか。

○総務課長（橋口洋平君）

今、手元にある資料では一般職につきましては19市の全て改定しております。特別職につきましては、17市が改定あるいは、改定見込みということで2市については見送りというような情報も入っているところです。

○総務課主幹（石神幸裕君）

先ほどの宮内副委員長からの質問で、私のほうが市長等の総額を14万818円と申し上げましたが、18万4,748円の誤りでございました。訂正いたします。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 3時17分」

「再 開 午後 3時19分」

△ 議案第15号 霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。まず、議案第15号、霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

議案第15号、霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、概要を御説明申し上げます。霧島市溝辺麓地区共同利用施設は、航空機騒音による障害を緩和し、地区住民の福祉の増進を図るため、国土交通省の国庫補助等を用いて、昭和51年度に旧溝辺町が麓地区の集会施設として設置いたしました。建設から40年以上が経過し、老朽化に伴い損傷も著しいことから、本条例を廃止しようとするものであります。詳細につきましては、溝辺総合支所長が御説明いたしますので、御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

霧島市溝辺麓地区共同利用施設は、昭和47年の鹿児島空港開設に伴い、昭和52年3月に航空機騒音対策事業として整備した施設で、鉄筋コンクリート造りの2階建て、延べ床面積548.675㎡の集会施設となっております。同施設は、整備後間もない昭和52年4月から、旧溝辺町と大字麓地区の麓公正会と管理契約を交わし管理を委託してきましたが、その後、合併したことに伴い、平成18年4月からは、同会を指定管理者に指定し、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を図ることを目的とした管理運営が行われてきたところであります。現在、第3期目の指定管理期間中（平成28年度～平成32年度までの5年間）ではありますが、同施設は建設から40年以上が経過し、老朽化に伴い損傷も著しいため、従前の機能を回復させることは困難な状況にあり、今後の維持管理にも多額の費用を要することから、今回の条例廃止の提案に至った次第であります。なお、公の施設を廃止した場合、建設当時の国の補助金についても返還は生じない旨、確認済みであります。以上、本件の御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

心配をしておりました補助金返納という部分が、先ほどの説明で生じない旨の確認ができていますということでもあります。この公の施設を廃止して、今後のことなんですけれども、このままの条例廃止はしたけれども施設の管理そのものはしていかなければいけないと思うんですが、どのような状況になるのか、現時点で考えられる部分をお示しいただきませんか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

午前中に現場を見ていただきましたけれども、建物の2階のほうに国土交通省が設置をしております航空機騒音監視装置がございまして、現在も稼働中でございます。同じく2階の部分に霧島市防災行政無線アナログ式ではございますが、麓中継局の第1、第2装置が設置をされております。このような機械が設置をされております関係から条例廃止後は、当分の間は建物の解体・撤去はできないものと考えているところございまして、現在のまま維持管理をしていきたいと考えております。

○委員（阿多己清君）

2年間ということなんですが、国土交通省の騒音の装置と防災行政無線は、この2年間に何らかの対応ができるという見込みが立っておりますか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

国土交通省の航空機騒音監視装置につきましては、先般、国土交通省のほうからもみえられまして移転を考えていらっしゃるというようなことございまして。場所の選定等について幾つか候補地が挙げられていたようですが、平成31年度になるのか、平成32年度になるのか、まだ、ちょっと見込みが立たないというお話をお伺いしておりました。それと霧島市に防災行政無線につきましては、2020年3月まで残さないといけないというようなことございまして、それを待ちまして撤去を考えていきたいと考えているところでございます。

○委員（山田龍治君）

その機械を維持する間は、施設を維持しないといけないということなので、その維持管理費とい

うのはどのくらい掛かるんでしょうか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齊藤 修君）

霧島市防災行政無線の中継局装置が設置をされておりますので、電気料として7万5,276円を平成31年の予算で計上いたしているところでございます。

○委員（山田龍治君）

この施設に掛かる経費は、この電気代があと2年ですかね。掛かるという考えでよろしいですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齊藤 修君）

そのとおりでございます。

○委員（前島広紀君）

この施設が、今後使わなくなることによって、地域住民の文化、教養、福祉の増進を図るといふそういうところに影響が出ないものでしょうか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齊藤 修君）

麓公正会のほうで独自に、見ていただきましたが、隣接地に新しい建物等も建っておりますのでそちらのほうで、また、いろんな福祉の向上等の行事をされると思います。

○委員（前島広紀君）

私、溝辺のことがよく分からないので、お尋ねしたいんですけども、この麓公正会と溝辺麓地区の関係と言いましょうか、麓公正会は溝辺地区の建物なんですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齊藤 修君）

溝辺地区には、五つの大字がございまして、そのうちの一つが麓地区でございます。その大字の施設として今まで利用されてきたということです。

「休 憩 午後 3時30分」

「再 開 午後 3時33分」

○委員（新橋 実君）

管理自体、鍵の開け閉めとかは、今後は誰がされるんですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齊藤 修君）

鍵のほうは総合支所でございますので、総合支所のほうで管理を致します。

○委員（新橋 実君）

解体費用も結構なお金が掛かってくると思うわけですけども、それについては、今後どういった形で考えていらっしゃるのか。

○企画部長（満留 寛君）

霧島市公共施設管理計画の中にも廃止・除却する施設というのがほかにもございます。そういった中で、今委員からもありましたように解体にも多額の経費が掛かりますので、そういった公共施設管理計画の中にある除却する施設等との関係を検討しながら解体していくことになるかと思えます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありますか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 3時35分」

「再 開 午後 3時36分」

△ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案4件の自由討議に入りますけれども、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず、議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第10号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第15号、霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、ないようですので、これで議案4件の自由討議を終わります。

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時40分」

「再開 午後 3時41分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第3号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

議案第3号は霧島市長等の給与等に関する条例の一部の改正についてであります。人事勧告に基づく職員の給与改定は、これは当然のことだと思います。今回の提案は、この人勧に基づいて、準じて提案をしているということでもあります。議論にもありましたように、これは義務的に引上げるものでもないということでもあります。特に今年は10月の消費税率の引上げの年でもありまして、市民負担が強化されるそういう年でもあります。また、同時に今回の3月議会におきましては、市長は国民健康保険税の10%近い、引上げも提案をしている中にあります。このような中で個人消費を冷え込ませ、地域の経済にも大きな影響を与える負担増を市民には提案をしながら、一方で給与引上げということに対しては、私は市民も納得しないというふうに思うわけです。以上の理由から本案については反対を致します。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第3号について賛成の立場を明確にして討論を致します。御承知のように人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われていることに伴い、職員の給与改定等についてもその勧告等に準拠する形で行われております。市長等をはじめとする特別職の期末手当についても国の指定職における支給割合を踏襲する形で、これまでも改定等が行われてきているところであります。確かに、特別職や議会議員などの期末手当等を直接規定する法的根拠はありませんが、その時々民間企業の給与水準を的確に反映した人事院勧告に準拠して、ほとんどの自治体においても改定等が行われていると先ほど説明もありました。一般的に見ましてもこれが合理的で、説明責任が明確と

なる根拠であると私は考えます。これらの状況等を総合的に判断をいたしまして今回の条例改正は賛同できるものであり可決すべきものと考えます。以上で討論を終わります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第4号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第10号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第10号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

議案第10号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加を致します。反対の主なる理由は、市長の給与改定ところで述べたとおりでありまして、人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じて今回の提案がなされているわけでありますけれども、これは義務的に引上げるものではないということは議論の中でも明らかにされているところであります。実際、鹿児島県内19市中、17市が引上げを提案しておりますけれども2市は今回この引上げを見送っているという答弁もなされたとおりであります。今年は消費税率の大幅な引上げ、10%への引上げが提案をされておりますし、同時にこれから議論に入るところでありますけれども国民健康保険税の10%近い引上げが市議会にも提案をされ、市民負担が強化されるこういう動きが進められる中にありまして、議員の給与を引き上げるということに同意ができないということを申し上げていきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第10号について賛成の立場を明確にして討論を致します。ほとんどの内容が先ほどの議案第3号の賛成討論と同じであります。国の人事院勧告、そして県の人事委員会勧告に基づいており客観性があり、合理性があると私は考えております。今回の条例改正は適当なものであると判断します。したがって本件を可決すべきものと考えます。以上で終わります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第15号 霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第15号、霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（松元 深君）

だいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。なお先日の議会運営委員会の協議結果にありましてとおり、今回付託を受けた議案3件の給与条例等について、3月14日の本会議で表決となっておりますので、その日に委員長報告を行いたいと思います。議案1件及び陳情1件については3月28日の本会議で委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時30分」

「再開 午後 3時31分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。調査項目につきましては、まず、伊佐北始良環境管理組合の調査及び敷根清掃センターを交えての調査を閉会中の所管事務調査に入れたいと思います。その他総務環境常任委員会所管事務に関する調査をするということで、報告してよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（松元 深君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

○委員（阿多己清君）

年度が変わるんですが、行政視察がこの任期中に計画をしていかなければいけないのかなという思いもするんですが、常任委員会はできるだけ早くということをお願いをしているようですので、総務のほうも6月議会前に行ければ1番ありがたいと思います。ただ、語ろかいを5月初旬に入れていますので、空いている週が少ないのかもしれませんが、そこらを協議して少しずつでも詰めていくほうがいいかもしれませんので、各委員の皆様も御承知おきいただければと思います。

○委員長（松元 深君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時35分」

「再 開 午後 3時36分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程については、5月14日、15日、16日、17日のうちの3日間ということで、視察項目については、最終本会議の後に常任委員会の打合せを行いますので、考えておいてください。詳細については正副委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時42分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深